

災害によって被害を受けた 農業者の皆さまへ

災害によって被害を受けた農業者の方が利用可能な農業制度資金のうち、「災害向け資金」を2つご紹介します。

○農林漁業セーフティネット資金

借入対象者：主業農業者等

資金使途：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
(経営再建費、収入減補てん費等)

借入限度額：600万円(要件を満たす場合は年間経営費等の6/12)

借入利率：0.25~0.55%

償還期限：15年以内(うち据置期間3年以内)

融資機関：日本政策金融公庫

○農林漁業施設資金(災害復旧)

借入対象者：農業者等

資金使途：①被災した農舎、畜舎施設等、農機具及び運搬用機具の復旧
②果樹の改植又は補植費用

借入限度額：負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円※1)
のいずれか低い額

借入利率：0.25~0.60%

償還期限：①15年以内(うち据置期間3年以内)

②25年以内(うち据置期間10年以内)

融資機関：日本政策金融公庫

※1 復旧に要する費用や資金の調達状況からみて、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合に適用。

〔お問合せ先〕

青森県農林水産部団体経営改善課 TEL：017-734-9459

日本政策金融公庫青森支店農林水産事業 TEL：017-777-4211

又はお近くの農業協同組合等までご相談ください。